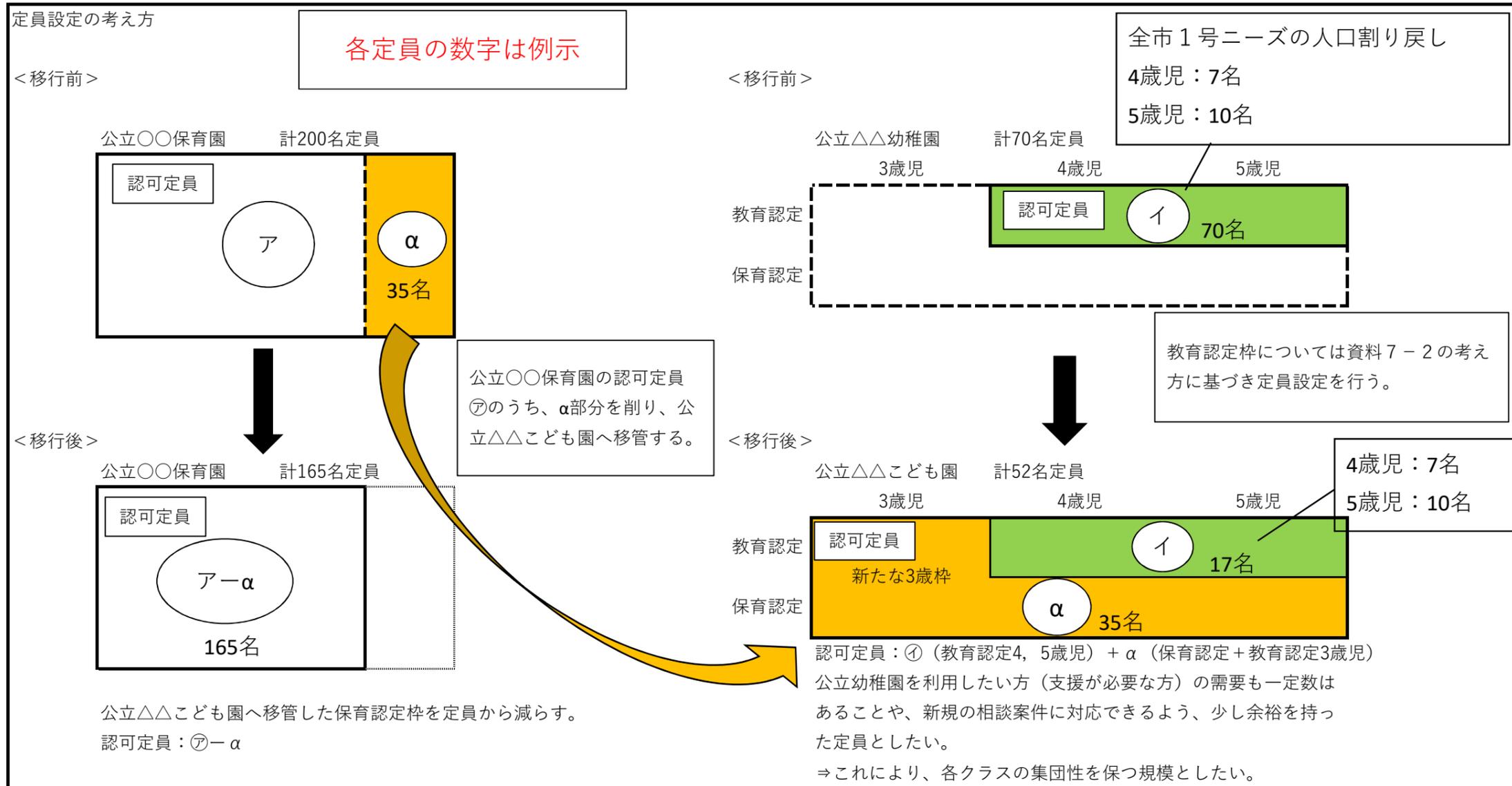


公立幼稚園こども園化に伴う定員設定の考え方について

令和7年度よりこども園へ移行する公立幼稚園6園については、以下に示すように、近隣地区の公立保育園から保育認定枠を移管し、こども園移行後の定員設定を行う。



【こども園へ移行する公立幼稚園と、近隣地区の公立保育園】

- 羽津幼稚園：羽津保育園、坂部保育園
- 海蔵幼稚園：海蔵保育園、中央保育園
- 常磐中央幼稚園：ときわ保育園
- 泊山幼稚園：日永中央保育園
- 内部幼稚園：内部保育園、笹川保育園
- 笹川中央幼稚園：四郷保育園、笹川西保育園

移行後の園児数の推移を勘案し、一定の集団規模を維持できない場合、閉園対象とする。

<定員設定の基本的な考え方>

- ・こども園の教育認定4, 5歳児枠は、資料7-2の考え方に基づき設定する。
- ・こども園の教育認定3歳児枠及び保育認定枠は、近隣地区の公立保育園から定員を移管する（保育園の定員から減らした分 = こども園の教育認定3歳児枠、保育認定枠の定員合計）
- ・教育認定3歳児枠、保育認定3歳児枠の合計は、15名となるよう設定
- ・教育認定4歳児枠と保育認定4歳児枠の合計、教育認定5歳児枠と保育認定5歳児枠の合計は、原則、それぞれ18~25名程度になるよう設定（保育士の配置基準1：25を見据えて）
- ・こども園の合計定員は、現状定員の内数で設定
- ・公立園において満3歳児の受け入れは行わない